

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：12301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2016

課題番号：25590024

研究課題名（和文）リスクを回避する権利 リスク社会における新しい人権の構築

研究課題名（英文）The right to avoid risk by radiation exposure

研究代表者

西村 淑子（Nishimura, Yoshiko）

群馬大学・社会情報学部・教授

研究者番号：80323327

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者及び放射能に汚染された地域の住民が被った被害の実態を明らかにした。また、原発事故の避難者が提起した東京電力と国を被告とする原子力損害賠償請求訴訟を分析し、国には津波対策に係る規制権限の不行使の違法に基づく損害賠償責任があることを明らかにするとともに、自主的避難の合理性が争点の1つであった原子力損害賠償請求群馬訴訟を検証した。

研究成果の概要（英文）：In this study, I tried to clarify the actual conditions of the evacuees and residents in the area contaminated by Fukushima nuclear disaster. The study focuses on the suit which was filed by the evacuees for nuclear damage compensation, especially Gunma litigation where reasonableness of voluntary evacuation was the point at issue. Consequently, I argue that Japanese Government should be responsible for the damage based on the illegality that it didn't take the tidal wave countermeasure.

研究分野：環境法

キーワード：被ばく リスク 人権 原子力損害賠償

1. 研究開始当初の背景

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が環境中に放出され、東北及び関東の広い範囲が汚染された。政府は、避難指示の設定及び解除の基準を年間20mSvとした。100mSv以下の被ばくによる発がんリスクの増加は、科学的に証明されていないとする国際的合意があるものの、子どもの健康への悪影響を懸念する声があがり、小さな子どもがいる世帯のなかには、自主避難したものも少なくない。

2011年6月に成立した、いわゆる「原発事故子ども被災者支援法」には、「放射線が人の健康に及ぼす危険が科学的に十分解明されていない」ことが明記され、居住、移動及び帰還について被災者の選択の尊重が定められた。

同法が実効性のあるものとなるかどうかは、低線量被ばくの健康リスクという科学的な不確実性を回避又は低減することを「権利」として構成できるかどうかにかかっていると考え、本研究を企画するに至った。

本研究は、研究分担者として関わった科学研究費助成事業挑戦的萌芽研究「原発震災後の人間の安全保障の再検討 北関東の被災者実態調査に基づく学際的考察」(研究代表者：重田博康 2013 - 2014)において明らかにされた避難者及び被災者の実態を踏まえ、引き続き群馬県内の避難者及び被災者の実態をフォローするとともに、避難者及び被災者の損なわれた利益の回復のための法理論の構築を試みようとしたものである。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、福島原発事故による群馬県への避難者及び12の市町村が汚染状況重点調査地域に指定された群馬県の住民を対象とするアンケート及び聞き取り調査により、低線量被ばくの健康リスクを有すると考えられる人々について、どのような利益が損なわれているのか、その実態を明らかにすることを目的とした。

(2) また、福島原発事故による避難者(特に自主避難者)が提起した東電及び国を被告とする原子力損害賠償群馬訴訟を検証し、低線量被ばくの健康リスクを回避又は低減することを「権利」として構成することを目指した。

3. 研究の方法

(1) 東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により群馬県に避難している人を対象として2012年に行ったアンケート調査及び聞き取り調査の結果を分析し、避難者の被害の実態を明らかにした。

(2) 群馬県の住民を対象とするアンケート調査を2013年に実施した。その結果を分析

し、放射能汚染に対する住民の意識・行動、住民のどのような利益が損なわれているのか、住民が必要とする行政施策などを明らかにした。

(3) 福島県内から群馬県内へ避難した人々が2013年9月に東電と国を被告として前橋地裁に提起した原子力損害賠償請求訴訟を検討し、避難者の被害の実態及び国の損害賠償責任を明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

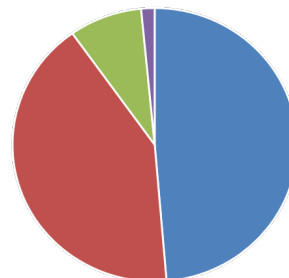
(1) 原発事故による避難者を対象としたアンケート調査の結果は、「平成24年度群馬大学地域貢献事業 東日本大震災による群馬県内避難者に関する調査報告書」(責任者：西村淑子)として発行した。アンケート調査は、2012年8月から10月にかけて実施したものであり、対象は群馬県内で避難生活をする約680世帯、回収数は185票(回収率27%)であった。聞き取り調査は、福島県からの避難者37名に対して、直接面談して行った。

この調査結果を分析し、避難者の被害実態、すなわち家族離散・二重生活、コミュニティの喪失・地域社会からの孤立、失業・収入源、健康悪化、被ばくの健康影響に対する不安、今後の生活の見通しが立たないことによる不安・苦しみ、必要される支援などを明らかにした。また、損害賠償及び原発事故子ども被災者支援法の課題を指摘した。

(2) 群馬県では、2011年12月に県内12市町村が汚染状況重点調査地域に指定された。群馬県の住民を対象とするアンケート調査は、2013年10月から12月にかけて行った。群馬県の住民(おもに小さな子どもの保護者)2000人を対象とし、回収数は1434票(回収率71.7%)であった。アンケート調査の結果は、「平成25年度群馬大学地域貢献事業 放射能汚染に対する意識・行動調査報告書」として発行した。

原発事故から1ヶ月間に、子どもに対する放射能汚染の影響について、約49%が「大いに不安を感じた」、約42%が「少し不安を感じた」と回答した(図1)。

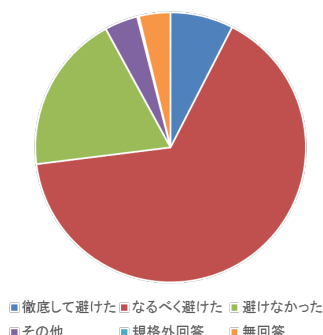
当時、お子さんに対する放射能汚染の影響について、不安を感じましたか(図1)



■ 大いに不安を感じた ■ 少し不安を感じた
■ 全く不安を感じなかった ■ 無回答

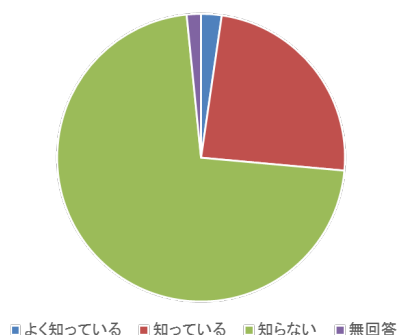
原発事故から1ヶ月間に、約7.5%が「汚染の可能性がある食品を徹底して避けた」、約66%が「汚染の可能性がある食品をなるべく避けた」と回答した(図2)

当時、お子さんの食事について放射能汚染の可能性のある食品を避けましたか(図2)

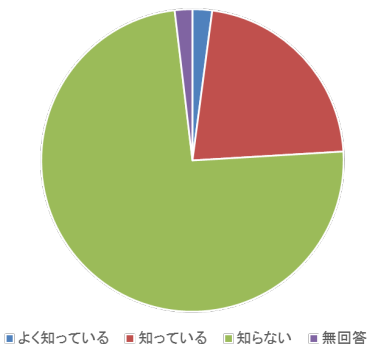


一方で、回答者の7割以上が、おもな放射性核種の半減期(図3)、食品の放射性物質の基準値(図4)、一般公衆の年間被ばく線量限度(図5)といった放射能汚染対策に関する基礎知識を有していないことが明らかになった。

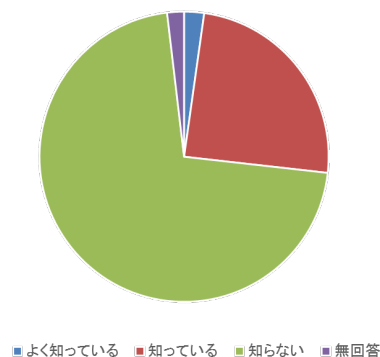
放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137について、それぞれの半減期を知っていますか(図3)



食品中の放射性物質(セシウム)の暫定基準値を知っていますか(図4)

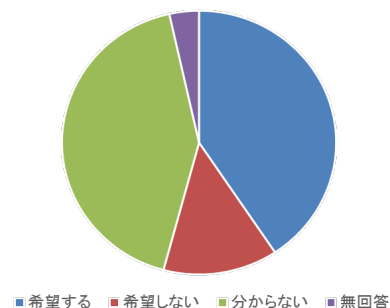


一般公衆の年間被ばく線量限度を知っていますか(図5)



また、約41%が、子どもを対象とした被ばくの健康影響の検査を希望すると回答した(図6)

お子さんについて、被ばくの健康影響に関する検査の受診を希望しますか(図6)



自由記述においても、行政に対して放射能汚染の状況に関する十分な説明を求めるもの、国の責任において子どもの健康調査を行ってほしいとするものが多かった。なお、群馬県内では、現在まで行政による甲状腺検査などは行われていない。

群馬県には、原発事故による広範な汚染地域が広がっている。多くの住民が被ばくの影響に不安を感じているものの、被災地としての位置づけが不明確であり、情報提供、除染、小児甲状腺がんの検査などの放射能汚染に対する行政施策が十分でない実態があることが明らかになった。

(3) 低線量被ばくの健康リスクを回避又は低減する「権利」を構築するための考察においては、政府による避難指示等区域外からの避難者(いわゆる自主避難者)が東電と国を被告として提起した原子力損害賠償請求訴訟に注目した。

現在、福島第一原発事故による損害の賠償を求める多くの訴訟が、全国各地の裁判所に提起されている。これらの訴訟の原告らは、同事故により避難を余儀なくされた人々及び放射線被ばくによる健康被害を不安に感じながら生活せざるを得ない人々である。こ

これらの訴訟の多くは東電と国を被告とし、国に対しては、経済産業大臣には東電に対する規制権限の行使を怠った違法があるとして、国家賠償法1条1項に基づき、避難生活に伴う損害の賠償及びふるさとを喪失したことに対する慰謝料、又は放射線被ばくによる不安に対する慰謝料などを求めている。

本研究では、福島県からの避難者が、2013年9月に前橋地裁に提起した原子力損害賠償群馬訴訟を研究対象とし、まずは自主避難者を含む原告に対する国家賠償責任の前提であり、本件の主要な争点である津波対策に係る規制権限の不行使の違法性を考察した。

経済産業大臣には、電気事業法39条2項1項に従い省令を改正する、あるいは同法40条に基づき省令62号に定める技術基準に適合するよう命令すべき義務があったにもかかわらず、それを怠ったというためには、規制権限の不行使が問題となっている当時、国が津波の発生を予見すべき立場にあり、かつ、それを予見できたことが認められなければならない。そのため、群馬訴訟においても津波の予見可能性が第一の争点となった。本研究では、群馬訴訟における原告と被告の津波の予見可能性に関するそれぞれの主張と津波の予見可能性の有無を裏付ける知見に関する議論を整理した。

また、本研究では、シビアアクシデント対策に係る国の規制権限の不行使の違法性についても検討した。そこでは、予見可能性と結果回避可能性を前提とした伝統的過失論の限界を示し、設計基準事象を大幅に超え、また、発生原因を問わないシビアアクシデントについて、これを予見可能性の対象とし、独立の過失として構成することは困難であることを指摘した。

なお、全国各地の地裁に係属している同様の訴訟に先駆け、2017年3月17日に群馬訴訟の判決が前橋地裁で言い渡された。本判決は、国は遅くとも2002年7月31日から数ヵ月後の時点において予見可能性があり、遅くとも2008年3月ごろには、結果回避措置のいずれかを講じる旨の技術基準適合命令を発すべきであったとして、国家賠償法の適用上違法であるとした。

本判決は、「国等による避難指示の基準となる年間20mSvを下回る低線量被ばくによる健康被害を懸念することが科学的に不適切であるということとはできない」、「本件事故によって放出された放射性物質による危険を、単なる不安感や危惧感にとどまらない重いものとして受け止めることも無理もないものといわなければならない」などとし、自主避難に一定の合理性を認めた点では評価できるものの、本判決において認定された慰謝料は少額であり、損害の算定が適正であるかについては疑問がある。

本判決は、本件の被侵害利益を「平穏生活権」とし、そこには「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされな

い利益」が含まれると述べている。本研究では、「被ばくによる健康リスクを回避又は低減する権利」と群馬訴訟判決で示された「平穏生活権」の関係について明らかにすることを目指していたが、判決の言い渡し時期が当初の予定よりも大幅に遅れたことから、この点について十分掘り下げることができなかった。群馬訴訟は、現在、東京高裁に係属中であり、他の地裁で係争中の同様の訴訟も、近いうちに判決が下される見通しである。これらの判決に注視し、今後も引き続きこの点について検証を行っていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

- (1) 西村淑子「福島原発事故による国の賠償責任」群馬大学社会情報学部研究論集・査読有・23巻55-67(2016年3月)
- (2) 西村淑子「福島原発事故の被害と国の責任」群馬大学社会情報学部研究論集特別号・査読無・61-75(2013年10月)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔その他〕

- (1) 西村淑子「平成25年度群馬大学地域貢献事業 放射能汚染に関する意識・行動調査報告書」2014年3月
- (2) 重田康博・清水奈名子・西村淑子・原口弥生・高橋若菜・阪本公美子「終わらない3.11 原発震災の被害 - 北関東の被災者・福島県からの避難者調査から考える」シンポジウム口頭発表 宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター主催(会場: 明治学院大学)2014年2月8日

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
西村 淑子 (YOSHIKO NISHIMURA)
群馬大学・社会情報学部・教授
研究者番号: 80323327